

何を掲示すればいいの？

掲示例

120ミリメートル

170ミリメートル

【旅館業法に基づく簡易宿所】

施設名: ○○○○

●緊急連絡先 emergency contact

緊急時は下記にご連絡ください。
In case of an emergency, please contact the following.

会社名: ○○○○
電話番号: ○○○○-○○-○○○○

●運営会社 operating company

会社名: ○○○○
電話番号: ○○○○-○○-○○○○

大きさの目安
A4 程度
(高山市推奨は
120mm×170mm)

高山市で推奨する標識

(1)施設名

(2)連絡先

(3)管理者名

※現在掲示している標識にこれらの項目の記載がなければ、追記をご検討ください。

※玄関帳場のない簡易宿所では、標識を掲示する必要があります。

誰にでもわかりやすい標識とは？



【素 材】アクリル板・アルミ板等、風雨の耐性のあるもので作成・加工。

【文 字】表示内容が鮮明であること。

【その他】容易に取外しができない方法で固定。

市の条例で地区によっては標識の掲示形式に配慮が必要となることがあります

どうやって掲示すれば

いいの？

目安

* 宿泊施設の門扉、玄関（建物の正面の入り口）等の、概ね地上 1.2m 以上 1.8m 以下で、公衆が認識しやすい位置に掲示してください。



◎お問い合わせは…

高山市 都市政策部

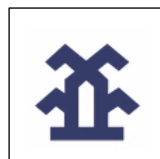
建築住宅課(TEL:0577-35-3159)

岐阜県 健康福祉部

飛騨保健所(TEL:0577-33-1111)

生活衛生課(TEL:058-272-8281)

簡易宿所の適正な運営についてのお願い



簡易宿所は、多様な人々が集い、気軽に交流することができる宿泊施設として人気を集めています。

近年、簡易宿所の利用者の増加に伴い、近隣住民からの騒音、ゴミ出し、共用部分の利用方法などに関するご意見・ご相談が寄せられるケースが見受けられます。

また、緊急時において「看板・標識がなく、何をやっている施設なのかわかりにくい」「施設に常駐するスタッフがおらず、連絡ができない」といった声も一部で聞かれます。

簡易宿所営業は、地域社会との共存があってこそ継続できるものであり、事業者の皆様一人ひとりに適正な運営についての意識を持っていただくことが重要です。

県では、適正運営確保の一環として、高山市と協働で簡易宿所における「**標識**」の掲示状況の実態を調査するとともに、「誰にでもわかりやすい標識」の掲示をお願いしていく取組みを進めることになりました。

→ アンケートの実施に、ぜひご協力ください。



令和8年7月吉日

標識の掲示以外にも、適正運営のために守らなければならない『ルール』があります。

- 旅館業法や関係法令・条例の遵守
- 高山市の施策・地域活動への協力(宿泊税の申告、防犯・防災活動等)
- 宿泊者への利用ルール(騒音防止、ゴミ処理方法等)の周知徹底
- 地域の生活環境との調和に配慮
- 苦情や緊急時に迅速に対応できる管理体制の確保
- 標識や届出内容の適切な管理 …等



(旅館等の営業について)



(高山市民泊ガイド)



◎お問い合わせは…

地域のルール(ゴミ出し、景観、宿泊税等)に関すること
高山市 飛騨高山プロモーション戦略部
観光課(TEL:0577-35-3145)

本アンケート及び旅館業法に関すること
岐阜県 健康福祉部
飛騨保健所(TEL:0577-33-1111)
生活衛生課(TEL:058-272-8281)